

里帰り出産で一時預かりを利用される方へ

認可保育所等が実施している一時預かりは、原則として米子市に住民票があるお子さんしか利用できません。ただし例外として、里帰り出産を理由として一時預かりの利用を希望される場合は利用いただけます。

利用の際は以下についてご確認ください。

○対象者

母親の里帰り出産に同行した、米子市に保護者の実家がある児童

※住所地の市町村で保育所等に在籍している方もご利用いただけます。

○利用日数

1回の出産につき12日間まで（連続・非連続どちらでも良い）

○利用期限

出産日から2か月後まで

○その他のサービス

認可外保育施設が実施している一時預かりについては、米子市で制限を設けていません。

対象施設は米子市HPの「届出保育施設等一覧」をご覧ください。

米子市こども支援課

0859-23-5177